

さっぽろし  
札幌市

しょう しゃ せいさくていげん せいど  
障がい者による政策提言サポーター制度

へいせい ねん どせいさくていげんしょ たい とりくみじょうきょう  
平成21年度政策提言書に対する取組状況

へいせい ねん がつちょうさ  
(平成23年6月調査)

- 1 ぼうさい  
防災について
- 2 じゅうたく  
住宅について
- 3 きょういく  
教育について
- 4 しゅうろう  
就労について
- 5 しょうがいしゃじりつしえんほう ちいきせいかつしえんじぎょう  
障害者自立支援法の地域生活支援事業について
- 6 しんたいしょう しゃてちょう  
身体障がい者手帳について
- 7 さっぽろし ふぞくきかんとく しょう しゃ どうよう  
札幌市の附属機関等への障がい者の登用について

へいせい ねん ねん がつ  
平成23年(2011年)7月

# ていげん たい とりくみじょうきょう 提言に対する取組状況

## 1 ぼうさい 防災について

### ていげんないよう 【提言内容】

しょう しゃ こうれいしゃ ようえんごしゃ ひなんしえん えんかつ おこな  
障がい者や高齢者などの要援護者の避難支援を円滑に行うことができ  
るよう、次のことを提言する。

(1) 「さっぽろしさいがいじょうえんごしゃひなんしえん さいがいじささ  
ドブック」等の要援護者避難支援に関する情報について、町内会等に  
たい しゅうち はいふ いじょう てっぺい  
対する周知(配布)を、これまで以上に徹底するべきである。

(2) たんにちょうないかい じちかい ちょうないかいたんい ろうじん  
単位町内会、マンション自治会などの町内会単位や、老人クラブ、  
しょう しゃだんたいとう ようえんごしゃ ひなんしえん かん せつめいかい かいさい  
障がい者団体等において、要援護者の避難支援に関する説明会を開催  
するよう、れんごうちょうないかい つう はたら  
連合町内会を通じて働きかけるべきである。

(3) ぼうさい ひ がつ にち ぜんし ようえんごしゃ たいしょう ひなんくんれん  
防災の日(9月1日)に、全市レベルで、要援護者も対象とした避難訓練  
をじっし ていちゃく  
実施し定着させるべきである。

(4) ろうじん しょう しゃだんたいとう つう ちいき しえんぼたい しゅたいてき  
老人クラブ、障がい者団体等を通じて、地域の支援母体が主体的に  
ようえんごしゃ とうろくかつどう おこな はたら  
要援護者の登録活動を行うように働きかけるべきである。

(5) ようえんごしゃ そんざい しゅうい ひとびと し ようえんごしゃみずか  
要援護者の存在を周囲の人々に知ってもらうため、要援護者自らが  
ひなんしえん かん かつどう かんしん も さんか はたら  
避難支援に関する活動に関心を持って参加できるように働きかけるべ  
きである。

(6) しょう しゃせんよう ふくしひなんばしょ してい  
障がい者専用の福祉避難場所を指定するべきである。

へいせい ねん ねん がつ にち はっせい はんしん あわじだいしんさい じれい い  
平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災の事例を生かし、  
しみんひとり うけみ ぼうさい ひ ごろから かんしん も じはつてき  
市民一人ひとりが受身ではなく、防災について日ごろから関心を持ち、自発的  
かつどう じゅうよう かんが  
に活動できることが重要であると考え。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)(2)

たんとうか ほけんふくしきょく そうむぶ そうむか  
担当課：保健福祉局 総務部 総務課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

さっぽろし さっぽろしさいがいじょうえんごしゃひなんしえん さいがいじささ  
札幌市は、「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」と「災害時支えあい  
ハンドブック」を平成20年3月に策定し、市内全町内会や障がい者団体等に配布  
いたしました。さらに、平成21年度からは、前年度に市内で実施したモデル事業  
により得られた課題やノウハウなどをまとめた報告書を全町内会などに配布し  
ております。

このほか、さいがいじょうえんごしゃひなんしえん ちいき じしゅてき とりく かくだい  
このほか、災害時要援護者避難支援にかかる地域の自主的な取組みの拡大を  
図るため、平成22年度9月には、町内会関係者や福祉のまち推進センター関係者  
を対象にフォーラムを開催しました。

こんご ねんど じぎょうほうこくしょ はいふ しないぜんちょうないかい だまえ  
今後は、平成22年度モデル事業報告書の配布にあわせて、市内全町内会に出前  
講座の実施について改めて周知するなどモデル地区以外の地区が参考となる  
情報を積極的に提供するとともに、取組の実施を希望する支援母体となる  
地域団体に対しては、区保健福祉部が中心となって、支援していく予定です。

ていげんばんごう  
提言番号：(4)(5)

たんとうか ほけんふくしきょく そうむぶ そうむか  
担当課：保健福祉局 総務部 総務課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

へいせい ねんどいこう とく じっししゅたい そうてい ちょうないかい  
平成21年度以降、取り組みの実施主体となることが想定されている町内会や  
福祉のまち推進センターなどを重点に取組の周知を行ってまいりました。

また、へいせい ねんど さっぽろしろうじん れんごうかい しょう しゃだんたい たい  
また、平成22年度には、札幌市老人クラブ連合会や障がい者団体などに対して  
も、とりくみ がいよう じょうきょう かん じょうほうていきょうおよ ころれいしゃ しょう かつ  
取組の概要や状況に関する情報提供及び高齢者や障がいのある方など  
要援護者本人への理解促進について、周知を行いました。

こんご だまえこうぎどう きかい つう はたら けいぞく かんが  
今後とも、出前講座等の機会を通じて、働きかけを継続していきたいと考えて  
おります。

ていげんばんごう  
提言番号：(6)

たんとうか ほけんふくしきょく そうむぶ そうむか  
担当課：保健福祉局 総務部 総務課

とりくみじょうきょう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

せつめい  
【説明】

さいがいじ しゅうようひなんばしょ せいかつ こんなん こうれいしゃ しょう かた  
災害時において、収容避難場所での生活が困難な高齢者や障がいのある方な  
どのために、しゃかいふくししせつとう ふくしひなんじょ せつてい む けんとう  
社会福祉施設等を福祉避難所として設定することに向けて、検討を  
すす かんが  
進めてまいりたいと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(3)(5)

たんとうか ききかんりたいさくしつ ききかんりたいさくぶ ききかんりたいさくか  
担当課：危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしずみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

まいとし がつ にちごろ じっし さっぽろしそごうぼうさいくねん ぼうさいしゅうかん がつ にち  
毎年9月1日頃に実施している札幌市総合防災訓練や防災週間(8月30日  
~ 9月5日)期間中に実施する各区防災訓練の実施にあたっては、へいせい ねんど  
平成20年度  
からぼうさいくねん じゅうてんこうもく ひと さいがいじようえんごしゃ ひなんしえん じじょ  
防災訓練の重点項目の一つとして災害時要援護者の避難支援など、自助、  
きょうじょ きほん さいがいじようえんごしゃ たい りかい ちいき ささ いしき こうよう  
共助を基本とした災害時要援護者に対する理解や地域の支えあいの意識の高揚  
をはか くんれん じっし  
を図る訓練を実施してきております。

こんご くんれん じっし おお さいがいじようえんごしゃ かたがた ひなんしえん  
今後の訓練の実施にあたっては、より多くの災害時要援護者の方々が避難支援  
かん かつどう かんしん も さんか ちいき かたがた さいがいじ  
に関する活動に関心を持って参加いただくとともに、地域のの方々が、災害時  
ようえんごしゃ ひなんしえん りかい ふか きかい  
要援護者への避難支援などについてより理解を深めていただく機会となるよう、  
つと かんが  
努めてまいりたいと考えています。

## 2 じゅうたく 住宅について

### 【提言内容】

ちいき くらしたい しょう しゃ あんしん せいかつ しんたいしょう しゃ  
地域で暮らしたい障がい者が安心して生活できるため、身体障がい者  
せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ たんしんしゃ しえいじゅうたく  
だけではなく、精神障がい者や知的障がい者の単身者も、市営住宅に  
もうしこ にゅうきょ つぎ ていげん  
申込みして入居できるように、次のことを提言する。

(1) 市の単身向け市営住宅の申込資格・入居条件を見直し、精神障  
がい者や知的障がい者も市営住宅に入居できるようにすべきであ  
る。また、くに こうえいじゅうたくほう せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ  
国の公営住宅法では、精神障がい者や知的障がい者も  
にゅうきょ ひと さつぼろし しえいじゅうたく もうしこみしかく にゅうきょ  
入居が認められているので、札幌市の市営住宅の申込資格・入居  
じょうけん じゅん  
条件もそれに準じるべきである。

(2) 精神障がい者や知的障がい者で単身生活では介護が必要な場合  
は、そうだんたいせい ちいき しえんたいせい かくりつ きょじゅうしえん  
相談体制や地域でのサポート支援体制などを確立し、居住支援を  
じゅうじつ にゅうきょ ひと  
充実させたいので、入居を認めるべきである。

- せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ たんしんせいかつ かいご ひつよう  
精神障がい者や知的障がい者で単身生活でも介護が必要では  
ない場合は、たど ばあい みた みんかん とう いていきかん たんしんせいかつ  
例えば、民間のアパート等で一定期間、単身生活を  
しているじっせき にゅうきょじょうけん ひと しえいじゅうたく  
実績などを入居条件の一つとするなどして、市営住宅  
たんしんにゅうきょ ひと かの  
への単身入居を認めるやり方もあるであろう。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)(2)

たんとうか としきょく しがいちせいびぶ じゅうたくか  
担当課：都市局 市街地整備部 住宅課

とりくみじょうきょう  
取組状況：その他

### 【説明】

しえいじゅうたく にゅうきょしゃしかく こうえいじゅうたくほうだい じょうおよ しこうれいだい じょう  
市営住宅の入居者資格については、公営住宅法第23条及び施行令第6条  
さだ なか しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ  
により定められており、その中で身体障がい者のみならず、知的障がい者、  
せいしんしょう しゃ たんしん にゅうきょ げんそくみと  
精神障がい者についても、単身で入居することが原則認められておりますが、  
しこうれいだい じょう が しんたいじょうまた せいしんじょういちじる しょうがい  
施行令第6条にただし書きがあり「身体上又は精神上著しい障害があるため

に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は  
受けることが困難であると認められる者を（入居資格者から）除く」と規定さ  
れております。

このただし書きの規定の解釈として国が示す通達等には、「精神障害者及び  
知的障害者については、常時の介護を必要としない場合であっても常時の相談  
対応や緊急時における医療機関等への連絡等の当該障害者に係る居住支援が  
必要となることから、事業主体は、市町村等の福祉主管部局に対し、当該居住  
支援体制の状況を確認の上（入居要件に該当するかの判断を）行うものとし  
る」旨が示されております。

今後につきましても、福祉部局と連携して必要とされる居住支援体制の程度  
や入居申込者に係る居住支援体制の状況確認の手法等について、検討して  
まいりたいと考えております。

提言番号：(2)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：平成22年度実施済

#### 【説明】

精神障がい者や知的障がい者の居住支援に係る相談体制につきましては、  
賃貸住宅に入居する（入居する予定の）障がい者に対し利用援助等を行う  
「住宅入居等支援事業」があり、平成21年度からは、委託事業所の数を5カ所  
から17カ所に増やすなど充実を図ってきております。

なお、障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から、障がいのある  
方に対する地域生活移行・地域定着に係る相談支援の充実が図られる見通しと  
なっており、その一つとして、住居の確保その他の地域における生活に移行す  
るための活動に関する相談支援のサービスも想定されているところです。

### 3 きょういく 教育について

#### 【提言内容】

障がいのある子どもが、将来、地域社会の一員として参加していくためには、地域の学校で就学することが極めて意義のあることと考えるため、次のことを提言する。

(1) 札幌市学びのサポーター活用事業の予算拡充とサポーターの確保にこれまで以上に取り組むべきである。障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、お互いに理解を深め協力し合える環境を育成するためには本事業が不可欠であり、さらなる拡充が必要であると考える。

障がい者に対する理解促進には、福祉教育(総合的学習)などで障がい者自らが置かれている現状を話すことが効果的であると考えるため、次のことを提言する。

(2) 障がい者講師派遣事業の新設に取り組むべきである。中央区社会福祉協議会では、「障がいを語る講師育成サポート事業」が実施されている。受講者は数回の研修を受け、同社会福祉協議会に講師として登録され、依頼に応じて講義を行うものである。我々サポーターも講師になる用意がある。社会福祉協議会と連携を図りながら、市民に注目される事業に発展することを期待する。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)

たんとうか きょういくいいんかい がっこうきょういくぶ たんとうか  
担当課：教育委員会 学校教育部 指導担当課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしずみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

さっぽろし しょう がっこうせいかつ おく うえ とくべつ しえん ひつよう  
札幌市では、障がいがあるなど学校生活を送る上で、特別な支援を必要とする  
こどもに対して学習活動の支援や介助を行う「学びのサポーター活用事業」  
を平成20年度から実施しています。

へいせい ねんど へいせい ねんど こう まな かつよう へいせい  
平成21年度は200校、平成22年度は230校で学びのサポーターが活用され、平成  
23年度は260校での活用が予定されています。

こんご がっこう ほごしゃ かた はあく じぎょう じゅうじつ っと  
今後も、学校や保護者の方などのニーズを把握しながら、事業の充実に努めて  
まいりたいと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふくしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしずみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

しょう かた こうし いくせい はけん じぎょう へいせい ねんど  
障がいのある方を講師として育成し派遣する事業については、平成21年度に  
ちゅうおうくしゃかいふくしきょうぎかい てき じっし へいせい ねんど  
中央区社会福祉協議会においてモデル的に実施されましたが、平成22年度からは  
「障がい者講師等派遣事業」として、札幌市社会福祉協議会を運営主体に、  
さっぽろし ほじょじぎょう じっし  
札幌市の補助事業として実施しております。

じぎょう じっしないう しょう しゃこうしょうせいこうざ めい かた  
事業の実施内容につきましては、「障がい者講師養成講座」により17名の方を  
こうし ようせい とうろく こうし かた がっこう きぎょうとう けい かいはけん けんしゅう  
講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企業等に計28回派遣し、研修  
とう じっし  
等を実施いたしました。

へいせい ねんどいこう ねんど じっしけつか けんしょう かだいとう せいり うえ  
平成23年度以降は、22年度の実施結果を検証し、課題等について整理した上で、  
こうかてき じぎょう じぎょうないう けんとう ぶか  
より効果的な事業とするため、事業内容について検討を深めてまいります。



## 4 しゅうろう 就労について

### 【提言内容】

就労は地域で生活をするうえで一番大切なもののひとつであることから、障がい者に対する就労支援について、次のことを提言する。

(1) 札幌市の「まちづくりセンター」のいくつかにモデルとして、障がい者を雇用するべきである。これにより、障がい者がそのスキルを生かしながら様々な形態で就労することが可能になるとともに、地域の中で身近な存在になることも期待できるものである。

(2) 企業の障がい者の雇用率に応じて、市の指定管理者制度や入札・契約基準、市税納付、企業誘致などに便宜を図る仕組みをつくり、障がい者雇用の促進を図るべきである。

(3) 札幌市の指定管理者制度や入札・契約制度(特に建設業、物品納入業者等)における業者選考基準において、障がい者法定雇用率を達成している業者に対して、加点などで優遇するなど、障がい者雇用の促進を図るべきである。

(4) 企業における障がい者の採用条件について、採用を制限するような条件を見直すよう、はたらきかけるべきである。例えば、採用条件のなかに、「電話ができること」の条件や「文字が使用できること」などの条件を設定することがあるが、聴覚障がい者や視覚障がい者は、メールやパソコン等を企業が用意することで、業務ができるようになってきていることから、採用条件により採用を制限することは見直すべきである。

(5) 障がい者が雇用されても、雇用に関する助成金や適用訓練の期間を経過すると、解雇されるというケースがあるので、そのようなことがないように、企業に働きかけるべきである。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)

たんとうか しみん きょく ちいきしんこうぶ くせいカ  
担当課：市民まちづくり局 地域振興部 区政課

とりくみじょうきょう ちゅう ちょうきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

せつめい  
【説明】

げんざい  
現在、まちづくりセンターは、市が直接運営するものと、地域が自主運営するものとに分かれております。

まぢづくりセンターの業務は、地区住民組織をはじめとする各種団体との連絡調整や地域活動の推進などであり、一般事務のほか、市民及び各種団体への対応、外勤を伴う区との連絡業務などがあります。

市が直接運営するまちづくりセンターの地区連絡員の採用に当たっては、上記の職務を執行する能力等について審査しているものであり、障がいの有無そのものを問題とはしておりません。

こうしたことから現状において、まちづくりセンターで障がい者の雇用が妨げられている状況はございませんが、特に障がい者に限って雇用するということについては、業務内容や執務環境、一般的な雇用情勢なども踏まえた検討が必要と考えます。

なお、地域が自主運営するまちづくりセンターについては、各運営主体がこうした職員を雇用しているものであり、地域の自主性によるものと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)

たんとうか ざいせいきょく ぜいせいぶ ぜいせいカ  
担当課：財政局 税政部 税制課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしずみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

障がい者を雇用する企業に対しては、次表にあるとおりの税制上の優遇措置が既に講じられております。

また、障がい者の雇用に係る税制のあり方については、国、地方を通じた財源問題、国民生活や経済に与える影響など様々な観点から、国政の場で幅広く議論

されていくものであると<sup>かんが</sup>考えております。

障がい者の雇用に係る<sup>しょう しゃ こよう かか ぜいせいじょう ゆうぐう そ ち</sup>税制上の優遇措置

税目	税法上の要件	内容	根拠条文
<p>法人市民税  (右記の法人税軽減措置が、法人税額を課税標準とする法人市民税について間接的に影響する)</p>	<p>障がい者を50%以上 (障がい者の雇用数が20人以上の場合は、25%以上 または法定雇用率を達成しか つ重度障がい者割合が 50%以上)雇用 その年またはその前5 年内の各年において取得、 製作、建設した機械・設備等</p>	<p>普通償却限度額の24% (建物32%)の割増 償却が可能 取得の日から5年間</p>	<p>租税特別措置法 第46条の2 第1項</p>
	<p>青色申告を提出する 全ての法人 障がい者への「働く場」 への発注額が前年度より 増加していること</p>	<p>発注額の増加額に 応じて、企業が有する 固定資産(現事業年度を 含む3年以内を取得した 資産)の割増償却が 可能</p>	<p>租税特別措置法 第46条の3</p>
	<p>障害者雇用納付金制度に 基づく助成金を受けて固定 資産を取得</p>	<p>固定資産の取得または 改良に充てられた 助成金の額は損金算入 (圧縮記帳)される</p>	<p>法人税法 第42条 第1項 法人税法 施行令 第79条</p>

<p>こていしさんぜい 固定資産税</p>	<p>しょう しゃ にんいじょう 障がい者を20人以上 こよう こようわりあい 雇用し、かつ雇用割合が いじょう 50%以上 じよせいきん しきゅう う 助成金の支給を受けて しゅとく じぎょうようかおく 取得した事業用家屋</p>	<p>こていしさんぜい かぜいひょうじゅん 固定資産税の課税標準 こていしさんぜい か は固定資産税が課される こととなった年度から5 ねんどぶん かぎ かかく 年度分に限り、価格の ぶん がく 6分の5の額とする。</p>	<p>ちほうぜいほう ・地方税法 ふそくだい じょう 附則第15条 だい こう 第5項 ちほうぜいほう ・地方税法 しこうれいふそく 施行令附則 だい じょう 第11条 だい こうあよ 第6項及び だい こう 第7項 ちほうぜいほう ・地方税法 しこうきそくふそく 施行規則附則 だい じょう 第6条 だい こうあよ 第18項及び だい こう 第19項</p>
<p>じぎょうしょぜい 事業所税</p>	<p>しょう しゃ こよう 障がい者の雇用</p>	<p>じゅぎょうしゃわり じゅう 従業者割について、従 ぎょうしゃきゅうよそうがくあよ 業者給与総額及び めんぜいてん しょうがいしゃ のぞ 免税点から障害者を除 く</p>	<p>ちほうぜいほう 地方税法 だい じょう 第701条の31 だい こうだい こう 第1項第5号</p>
	<p>しょう しゃ にんいじょう 障がい者を10人以上 こよう こようわりあい 雇用し、かつ雇用割合が いじょう 50%以上 じよせいきん じゅきゅう 助成金の支給</p>	<p>しさんわり とうがい 資産割について、当該 じぎょうしょ かか ゆかめんせき 事業所に係る床面積の こうじょ 1/2を控除する</p>	<p>ちほうぜいほう 地方税法 だい じょう 第701条の41 だい こう 第2項</p>

しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつだい じょうだい こうだい こう じよせいきん また  
障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金、又は、  
こようほけんほうしこうきそくだい じょう だい こう じゅうどしょうがいしゃとうたすうこようせつせつち  
雇用保険法施行規則第118条の3第1項の重度障害者等多数雇用施設設置  
とうじよせいきん  
等助成金

ていげんばんごう  
提言番号：(2)

たんとうか けいざいきよく さんぎょうしんこうぶ しんさんぎょうたんとうか  
担当課：経済局 産業振興部 新産業担当課

とりくみじょうきょう とりくみこんなん  
取組状況：取組困難

せつめい  
【説明】

きぎょうゆうち けいざい かっせいか こよう そうしゅつ かんてん ゆうちたいしよきぎょう  
企業誘致にあつては、経済の活性化や雇用の創出の観点から、誘致対象企業  
の選定を行つており、障がい者雇用率の大小による選定は行つておりません。

きぎょうゆうち としかんきょうそう げきが なか しょう しゃこようりつ だいしやう  
企業誘致をめぐる都市間競争が激化する中で、障がい者雇用率の大小により  
しえんないよう べんぎ さ もう げんじつてき とりくみ こんなん  
支援内容（便宜）に差を設けることは現実的ではなく、取組は困難であると  
かんが  
考えます。

さっぽろし こようそうしゅつ けいざいこうか きたい きぎょう ゆうち しゅうせき つう こよう  
札幌市は、雇用創出や経済効果の期待できる企業の誘致と集積を通じて雇用  
かんきょう かいぜん はか しょう しゃこよう そくしん つな い かんが  
環境の改善を図り、それを障がい者雇用の促進に繋げて行きたいと考えており  
ます。

なお、コールセンターなどを誘致する雇用創出型ニュービジネス立地促進  
じぎょう ほうていこようりつ たっせい めざ しない きぎょう しょう しゃこよう  
事業では、法定雇用率の達成を目指す市内コールセンター企業の障がい者雇用  
かつどうしえん しょう しゃ じりつ しゃかいさんが めざ しょう しゃ しゅうろう きかい  
の活動支援と、障がい者の自立・社会参加を目指し、障がい者へ就労の機会を  
ていきょう しょう しゃむ けんしゅう じっし へいせい  
提供する「障がい者向けコールセンター研修」を実施しております。平成22  
ねんど どうけんしゅう かいがいさい きぎょう たいしやう  
年度においては、同研修を2回開催したほか、コールセンター企業を対象とし  
た障がい者雇用に関する勉強会を開催しました。

けんしゅう けい めい しょう しゃ じゅこう めい きぎょう さいよう  
研修は計15名の障がい者が受講し、うち1名がコールセンター企業に採用  
されております。

へいせい ねんど さくねんど どうよう ないよう けんしゅう じっし ひ つづ しょう しゃ  
平成23年度では、昨年度と同様の内容で研修を実施し、引き続き障がい者  
こよう そくしん はか かんが  
雇用の促進を図りたいと考えおります。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)(3)

たんとうか しちょうせいさくしつ かいかくすいしんぶ すいしんか  
担当課：市長政策室 改革推進部 推進課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしずみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

こう しせつ かか していかんりしゃ せんてい しょう しゃ せっきょくてき こう  
公の施設に係る指定管理者の選定にあたっては、「障がい者の積極的な雇用  
などの福祉施策に対する配慮」についても選定基準の1つとしており、応募団体  
における しょう しゃほうていこようりつ たっせいじょうきょう ふくししやく たい げんこうとりくみ  
障がい者法定雇用率の達成状況、福祉施策に対する現行取組と  
こんご とりくみよてい はあく た きじゆん あ そうごうてんすうほうしき  
今後の取組予定について把握し、その他の基準と合わせて、総合点数方式により  
だんたいせんてい おこな  
団体選定を行っているところであります。

なお、じっさい かんりうんえいぎょうむ すいこう てきせい かんり かんてん ひつよう  
実際の管理運営業務の遂行にあたっては、適正管理の観点から必要  
ふかけつ きほんじこう さだ かんり きじゆん しょくいん こう だいさんしゃ  
不可欠な基本事項を定めた「管理の基準」において、「職員の雇用、第三者への  
いたく ぶつびん ちょうたつとう おこな ばあい しょう しゃ せっきょくてき こう ふくししやく  
委託、物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策へ  
とりくみ じっし もと しょう しゃこう じゅうようせい ふ たいおう  
の取組」を実施するよう求めるなど、障がい者雇用の重要性を踏まえた対応と  
しています。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)(3)

たんとうか ざいせいきょく かんざいぶ けいやくかんりか  
担当課：財政局 管財部 契約管理課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしずみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

さっぽろし にゅうさつ さんか しかく しんせい せいれい さだ しょう しゃ こうりつ  
札幌市の入札参加資格申請において、政令で定める障がい者雇用率を  
み じぎょうしゃとう こうじ とうきゅうかくづけ ひょうてい かんてん  
満たしている事業者等に、工事の等級格付における評定点を加点しています。

また、こうじ にゅうさつ そうごうひょうからくさつほうしき けいやくしゃ けつてい ばあい  
また、工事の入札において、総合評価落札方式により契約者を決定する場合に  
せいれい さだ しょう しゃこうりつ み じぎょうしゃとう ちいきこうけんとう  
は、政令で定める障がい者雇用率を満たしている事業者等に、「地域貢献等」  
ひょうかくぶんこうもく ひょうかてん かんてん  
の評価区分項目で評価点を加点しています。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)(3)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふくしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしずみ  
取組状況：平成22年度実施済

せつめい  
【説明】

しょう がいのある方の雇用に理解を示している企業等について、本市の物品・役務  
に関する契約の相手方として優先的に選定するよう努めることとしております。

こんご こうかてき せいど かた ほっかいどうとう かんけいきかん れんけい  
今後、効果的な制度のあり方について、北海道等をはじめ、関係機関と連携を  
図ってまいります。

ていげんばんごう  
提言番号：(4)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふくしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

せつめい  
【説明】

さっぽろし しょう しゅべつ いちりつ さいようじょうけん せつめい  
札幌市といたしましても、障がい種別ごとに一律に採用条件を設定するので  
はなく、障がい者個人の状況に合わせて企業が必要な対応を検討する配慮が  
必要であると考えますので、障がい者の採用に関する指導を行っております  
ほっかいどうろうどうきょく れんけい きぎょう たい しょう しゃこよう りかいそくしん はか  
北海道労働局と連携しながら、企業に対する障がい者雇用の理解促進を図って  
まいりたいと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(5)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふくしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

せつめい  
【説明】

さっぽろし じよせいせいど りよう ふとう かいこ  
札幌市といたしましても、助成制度を利用しながら不当に解雇されることがな  
いよう、当該助成を行っております北海道労働局と連携しながら、企業に対する  
しょう しゃこよう りかいそくしん はか かんが  
障がい者雇用の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

## 5 しょうがいしゃじりつしえんほう ちいきせいかつしえんじぎょう 障害者自立支援法の地域生活支援事業について

### 【提言内容】

いどうしえんじぎょうおよびにちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう しょう しゃ ちいき  
移動支援事業及び日常生活用具給付事業について、障がい者が地域で  
あんしん せいかつ  
より安心して生活することができるよう、つぎ ていげん  
次のことを提言する。

(1) いどうしえんじぎょう つうきん つうがく つうしょとう りよう せいど  
移動支援事業について、通勤、通学、通所等にも利用できるよう、制度  
てきよう かくだい  
の適用を拡大するべきである。

(2) しかくしょう しゃ しゅうしょくじ てんしょくじ つうきん な  
視覚障がい者の就職時や転職時において、通勤に慣れるまでの  
あいだ きかんげんてい ほこうくんれん ともな いどうしえんじぎょう う せいど  
間、期間限定で歩行訓練を伴う移動支援事業を受けられるよう、制度  
てきよう かくだい とく しかくしょうがいしゃ つうきん たい  
の適用を拡大すべきである。特に、視覚障がい者にとっては、通勤に対  
しゅうろうじりつ うなが かんが  
するサポートで就労自立が促されると考える。

(3) にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう もう しゃ きゅうふ  
日常生活用具給付事業について、盲ろう者のみに給付されてきた  
てんじ しかくしょうがいしゃ きゅうふ せいど てきよう かくだい  
点字ディスプレイを視覚障がい者にも給付するよう、制度の適用を拡大  
するべきである。ちゅうとしかくしょう しゃ どう ふきゅう しゃかい  
中途視覚障がい者は、パソコン等の普及により社会  
ふつき じれい ふ てんじ おんせい どう せつぞく  
復帰する事例が増えており、点字ディスプレイを音声パソコン等と接続  
てんじしようしゃ はか かんが  
することで、点字使用者のスキルアップが図られると考える。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)(2)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふくしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

### 【説明】

さっぽろし げんざい よさんじょう せいやく つうきん つうがく つうしょ いどうしえん  
札幌市では、現在、予算上の制約から、通勤、通学、通所について移動支援の  
りよう みと じょうきょう  
利用を認めていない状況にあります。

しかし、しょう がいのある方にとって、いどう じゆう かくほ たいへんじゅうよう  
移動の自由を確保することは大変重要で  
あると考えており、これまで、つうがく かん ちようさ りようしゃ じぎょうしゃ  
通学に関するアンケート調査、利用者や事業者と  
いけんこうかんかい つう はあく つと  
の意見交換会を通じて、ニーズの把握に努めてまいりました。

こうしたなかで、つうがく つうしょ つうきん てきようかくだい もと こえ いっぽう じっさい  
こうした中で、通学、通所、通勤への適用拡大を求める声がある一方、実際に



利用範囲が拡大された場合、事業者が対応できるか否か疑問があるとの慎重な  
ご意見もいただいているところです。

札幌市といたしましては、今後も当事者の方や事業者と意見交換を  
重ねながら、障がいのある方が移動する上で、少しでも支障の少ない社会の実現  
に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、視覚障がいのある方の移動支援については、平成23年10月より、「同行  
援護」として、新たに法定サービスに位置づけられることとなりますので、この  
サービスを円滑に利用いただけるよう対応していきたいと考えております。

提言番号：(3)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：平成23年度に実施予定

#### 【説明】

平成23年4月1日より、点字ディスプレイ（情報・意思疎通支援用具）の支給  
対象者を「視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として  
視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）であって、必要と認められる者」  
から「視覚障がい2級以上であって、必要と認められる者」に拡大いたしました。

## 6 身体障がい者手帳

### 【提言内容】

携帯を義務付けられている身体障がい者手帳について、視覚障がい者に対する情報を保障するため、次のことを提言する。

(1) 視覚障がい者にとっては、現在の墨字による身体障がい者手帳では、記載されている内容が分からないため、希望する視覚障がい者に点訳版の手帳も併せて交付するべきである。

提言番号：(1)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：平成22年度実施済

### 【説明】

身体障害者手帳には、本人の住所、氏名、生年月日のほか、障害名、障害等級、旅客運賃減額のための種別(1種・2種)等が記載されています。

これまでも点字表記を希望される方には、札幌市視聴覚障がい者情報センターにおいて、点字又は点字シールを提供してまいりました。

ご提言の内容につきましては、今後、視覚障がいのある方に対して情報支援を行っております札幌市視聴覚障がい者情報センター及び手帳を交付しております区の実態などを踏まえながら、実現可能な形態につきまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

## 7 札幌市の附属機関等への障がい者の登用について

### 【提言内容】

札幌市の各種施策に障がい者の意見も反映させるため、次のことを提言する。

(1) 札幌市の審議会、委員会などの附属機関等に、障がい者を登用するべきである。

提言番号：(1)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：平成22年度実施済

### 【説明】

札幌市には委員会、審査会、審議会などの様々な附属機関等があります。

附属機関等の委員の選任に当たっては、設置目的に応じた幅広い市民意見や専門的視点からの意見の反映を図り、併せて議論の活性化を推進できるよう考慮しているほか、公募による委員も取り入れております。

例えば、障がい福祉に関する事項を審議する「障害者施策推進協議会」においては、障がいのある方も委員として登用しているところです。また、「障がい者による政策提言サポーター制度」については、障がいのある方で構成する会議です。

また、平成22年11月には、障害者保健福祉計画及び障がい福祉計画の改定のための会議を設置したところですが、会議の委員として障がいのある方にも参加していただいているところです。

今後におきましても、障がいのある方を含め、幅広い分野から委員を選任するよう努めると共に、市民会議、ワークショップ、懇談会、意見交換会、パブリックコメントなど、広く市民の意見を聴く機会を設け、様々な意見を市政に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、<sup>こうほいいん</sup>公募委員の<sup>ほしゅう</sup>募集につきましては、<sup>こうほう</sup>広報さっぽろやホームページ等<sup>とう</sup>で  
<sup>あんない</sup>ご案内しておりますので、<sup>しょう</sup>障がいのある方の<sup>かた</sup>積極的<sup>せっきよくてき</sup>なご応募<sup>おうぼ</sup>をお願いいたしま  
す。